

独立行政法人家畜改良センター中期計画

第1 政策体系における位置付け及び役割

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に独立行政法人として発足した。また、平成27年4月には独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に基づく中期目標管理法人とされたところである。

センターは、平成13年度から平成27年度までのこれまでの3期の中期目標期間において、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（平成27年3月31日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（平成27年3月31日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成27年3月31日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、全国的な視点での家畜の改良増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保を下支えしてきた。特に、第3期の中期目標期間においては、畜産物をめぐる国際競争の激化への対応や6次産業化にも貢献できる多様な畜産物の提供等が課題となる中、遺伝子情報を活用した育種改良、遺伝的多様性に配慮した種畜生産など都道府県や民間では技術面やコスト面から実施が難しい業務に取り組んできた。

また、センターは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に定める立入検査、種苗法（平成10年法律第83号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に定める牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適切な執行を通じて国産牛肉、国産家畜及び国産飼料作物の信頼性や安全性の確保にも寄与している。

第4期の中期目標期間においても、センターは、我が国の社会構造の変化や世界的な環境の変化に対応した食料の安定供給及び農業を発展させるためのスピード感のある取組並びに環太平洋パートナーシップ協定への交渉参加国による署名等を踏まえた攻めの農林水産業への転換といった情勢の変化を踏まえつつ、引き

続き、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関及び牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関として、その役割を担うことが期待されている。

このため、センターは、自身が所有する多様かつ優良な家畜や飼料作物の種苗、広大な飼料生産ほ場、これまで培ってきた家畜の改良増殖や飼料作物生産に関する知見や技術等を最大限活用し、国、都道府県、民間等の関係機関とも連携しつつ、我が国の家畜改良や飼料作物種苗の生産・供給の推進母体として積極的な貢献を果たすとともに、食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼確保に向けた牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務を着実に実施することとする。

以上を踏まえ、センターは、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、農林水産大臣から指示された「独立行政法人家畜改良センター中期目標」（平成28年3月2日農林水産省指令27生畜第1684号—1）に則し、国民の期待と信頼に応えるため、センターが有する資源（人、家畜、土地等）を最大限に活用しつつ、以下に掲げる中期計画を確実に遂行することとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等

（1）全国的な改良の推進

改良増殖に係る目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊について、全国的な改良を効率的に推進するため、各畜種について、都道府県、関係団体、生産者等との意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を毎年度、開催する。その際、中立・公平な立場から全国的な規模で行う家畜の遺伝的能力評価結果等も踏まえて積極的に指導的役割を果たす。また、我が国における家畜等の改良の方向性に沿ったセンターの業務について意見・情報交換を行い、センターでは、都道府県や民間では技術面やコスト面から取り組むことが難しい新技術を活用した優良な種畜・種きん等の生産を担うなど、都道府県、関係団体等との役割分担を図りつつ連携し、効率的な家畜等の改良を推進する。併せて、eメールなどの活用により事前に会議の論点の明確化を図ることなどにより、会議の効率的な運営を工夫する。

（2）遺伝的能力評価の実施

乳用牛、肉用牛及び豚について、中立・公平な立場から全国的な家畜の改良増殖を効率的に進めるため、関係機関と連携し、次の取組を行う。

ア 遺伝的能力評価の実施

乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質、肉用牛（黒毛和

種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）及び豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集して遺伝的能力評価を行うとともに、その結果や遺伝的趨勢を各畜種についてそれぞれ年4回以上公表する。なお、肉用牛における遺伝的能力評価結果等の公表は、平成29年度から行う。

また、ホルスタイン種の検定済種雄牛及び経産牛のゲノミック評価について、評価手法の改善を行い、平成32年度末までに開始する。

イ 遺伝的能力評価手法の改善

乳用牛、肉用牛及び豚について、より精度の高い遺伝的能力評価を行うため、学識経験者等との意見・情報交換を行いつつ、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなど、必要に応じて評価手法の改善等に取り組む。

（3）種畜検査の実施

種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して毎年度、種畜検査を実施する。また、種畜検査員を100名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施するとともに、種畜検査員からの照会にセンター本所が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。

（4）飼養管理の改善等への取組

国内における家畜の飼養管理の改善と畜産の発展に寄与するとともに、畜産における主要な政策課題に対応するため、家畜の快適性にも配慮しつつ、これまでに培われた家畜の飼養管理や家畜防疫・衛生管理に係る技術、知見等について、積極的に情報提供等を行うことを目的として、次の取組を行う。

ア 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援

肉用牛繁殖雌牛の増頭対策を支援するため、鳥取牧場が作成した「多頭飼養における黒毛和種繁殖雌牛生産性向上のための代謝プロファイルテストを用いた飼養管理マニュアル」に基づく1年1産を可能とする繁殖雌牛の適正な飼養・栄養管理、肉用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術及び生産コスト低減と飼料自給率の向上に資する放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会等を毎年度、2回程度開催する。

なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

イ 生乳生産基盤強化対策の支援

生乳生産基盤強化対策を支援するため、農場HACCP認証農場である岩手牧場における取組を踏まえた高度な農場管理技術及び乳用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会等を毎年度、2回程度開催する。また、労働負担の軽減を図るため、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術に関する情報を収集し、高泌乳能力牛における搾乳ロボットの活用の際の留意点等の情報発信を行う。

なお、講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組

センター内における家畜防疫を強化し、種畜等の安定的な供給体制を確保するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防、自主検査による早期の摘発及び的確な初動対応によりまん延の防止に努める。また、国や都道府県が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査研究への協力等に取り組みつつ、国内の大規模・集約的な家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、広く情報を提供するため、次の取組を行う。

(ア) 家畜防疫の強化への取組

国内外における家畜の伝染性疾病の発生状況や最新の検査技術等に関する情報収集に努め、防疫対策の不断の見直しを行うとともに、発生の予防、早期摘発及びまん延防止に向けた取組を強化する。このため、家畜伝染性疾病の予防や自主検査について年度計画を作成し、実施するとともに、初動対応を含む衛生管理に関する規程の見直し及び整備並びに防疫対策の自己点検を行う。

(イ) 衛生管理の改善等への取組

国や都道府県が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査・研究への協力等の依頼があった場合、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に参加又は協力する。また、センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策の徹底の取組等、国内の大規模・集約的な家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、広く情報を提供する。

エ その他

馬及びめん山羊について、6次産業化等による畜産物利用に加え、やすらぎや癒やし効果の発揮、教育への活用等の多様な利活用が期待されることから、十勝牧場及び長野支場において、これまでに培った人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上及び鳥獣害対策や耕作放棄地対策

としてのめん山羊の利活用の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 飼養管理技術の向上への取組

馬及びめん山羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を開催する。特に、家畜人工授精師免許の取得に係る講習会については毎年度、1回開催する。なお、免許取得講習会の開催に当たっては、質疑応答等により参加者の講習内容の理解度を把握すること、実技講習のための教材を十分準備すること等により、講習内容の理解度の向上に努め、修了試験の合格率が80%以上となるよう取り組む。

(イ) 耕作放棄地対策等への利活用の普及

国産飼料の利用推進等を図るため、関係機関等と連携し、鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会等を毎年度、1回開催する。

2 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等

(1) 種畜・種きん等の生産・供給

多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある畜産物生産のための「家畜づくり」を推進することを目的として、国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な種畜・種きん等を効率的に作出するため、多様な育種素材、施設、新技術等を最大限活用しながら、次の取組を行う。

ア 乳用牛、肉用牛、豚

乳用牛、肉用牛及び豚について、多様な育種素材、SNP検査等で得られた有用な遺伝子情報、遺伝的能力評価技術、高度な繁殖技術等を活用しながら種畜を生産し、農家への種畜供給を行う都道府県及び民間にこれを供給する。

このため、次の取組を行う。

(ア) 乳用牛

ホルスタイン種について、乳量や泌乳持続性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用しながら、優良な牛群を整備する。また、候補種雄牛を作出するためのドナーの集合検定を毎年度、実施する。

これらの取組を通じて、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量60kg/年、乳脂肪1.8kg/年、無脂乳固形分5.0kg/年、乳蛋白1.6kg/年（平成26年

度時点の評価方法に基づく育種価目標数値)) 以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、ゲノミック評価値も活用し毎年度、概ね50頭作出する。

(イ) 肉用牛

黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統の活用や増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、自らが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。また、候補種雄牛を作出するため、有用なSNP情報や、民間では取り組み難い家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用するとともに、直接検定を毎年度、実施する。

これらの取組を通じて、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛を毎年度、概ね30頭作出する。

さらに、飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、黒毛和種の肥育牛における飼料利用性等に係る形質データを収集するとともに、学識経験者等の参画を得て検討会を毎年度、開催するなどにより、検定手法の開発に向けた検討を行う。

このほか、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、直接検定を行い、候補種雄牛を毎年度、1頭以上作出する。

(ウ) 豚

豚について、優れた育種素材の導入を行いつつ、各品種について次の取組を行う。

デュロック種については、増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、1日当たり増体量が概ね1,030gとなる優良な種豚群を作出する。

ランドレース種については、繁殖性を特に重視した改良に取り組むこととし、1腹当たり育成頭数が概ね11頭となる優良な種豚群を作出する。

また、大ヨークシャー種については、第3期中期目標期間において造成した繁殖性に優れる種豚群(1腹当たり育成頭数は概ね10.5頭)を維持しつつ、種豚等を供給する。

実験用小型豚の供給業務については、引き続き民間への移管に向け、精液や胚の凍結保存に取り組み、平成32年度末までに生体でのけい養を中止する。

イ 鶏、馬

鶏について、SNP検査等で得られた有用な遺伝子情報等を活用しながら、産肉性及び産卵性を重視した種きん等の生産を行い、都道府県及び民間によ

る国産種鶏供給を支援する。

また、都道府県及び民間による種畜供給に限られる農用馬については、けん引能力を重視した種畜生産・供給を行う。

このため、次の取組を行う。

(ア) 鶏

鶏について、遺伝的能力評価結果に基づく選抜、交配を行いながら、次の取組を行う。

国産鶏種のうち、卵用の横斑プリマスロック種（XS系統）については、後期産卵率の推定育種価を概ね2%改善し、ロードアイランドレッド種（YA系統）については、産卵率等主要形質の改良を考慮しつつ卵殻強度を高めるための選抜を行う。

国産鶏種のうち、肉用の白色コーニッシュ種（60系統）については、4週齢時の体重の推定育種価を概ね50g改善し、白色プリマスロック種（30系統）については、産卵率（31～35週齢）の推定育種価を概ね2%改善する。

また、国産鶏種に関する組合せ検定を毎年度、概ね4組実施する。

(イ) 馬

純粋種農用馬であるブルトン種及びペルシュロン種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、繁殖及び発育ステージに応じた飼料設計技術の活用により繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行いつつ、けん引能力に関連のある馬格をもとに種雄馬候補を毎年度、概ね6頭作出する。

ウ 育種素材のリスク分散への取組

家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な育種素材を失うことがないように、乳用牛、肉用牛（黒毛和種）、豚及び鶏の主要な育種素材について、複数の牧場等を活用し、リスク分散に取り組む。このため原則として、乳用牛は新冠牧場及び岩手牧場、黒毛和種は十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場、豚は茨城牧場及び宮崎牧場、鶏は岡崎牧場及び兵庫牧場でそれぞれけい養を行う。

(2) 6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等

6次産業化の推進や多様な消費者のニーズに応える国産畜産物の供給を支援するため、国内での種畜の供給体制が脆弱な以下の家畜等について、種畜等の生産・供給業務を行っている都道府県・民間から育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請に、できる限り対応する。このため、めん山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持する。日本短角種（王将

系、蓋世系、雲豊系、春梅系及び南富系) について、都道府県等の系統保有状況を勘案し系統数を見直しながら維持する。豚について、特色ある品種である現有的中ヨークシャー種及び梅山豚を維持する。鶏について、特色ある品種・系統である現有的軍鶏、合成軍鶏、横斑プリマスロック種、烏骨鶏、アロウカナ種等を維持する。

(3) 家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用

消費者の畜産物に対する多様なニーズに対応するとともに、我が国固有の遺伝資源である和牛等について、近交係数の高まりの抑制に資する種畜の生産等を行うためには、多様な遺伝子を持つ家畜等を確保し利用していく必要があることから、次の取組を行う。

ア 家畜遺伝資源の保存

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源の保存に取り組む。

イ 多様な遺伝資源の活用

黒毛和種について、近交係数の高まりを抑制する種畜生産を行うため、遺伝資源の探索を行い基礎となる4系統群・5希少系統に関係する多様な育種素材を導入し、遺伝的に特徴ある優良な牛群を整備する。また、当該牛群を活用し、増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に取り組む。（再掲）

3 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等

(1) 飼料作物種苗の生産・供給

我が国の多様な気候に適した国内育成品種の定着をさらに進めるため、寒地型、温地型及び暖地型の品種について、十勝牧場、長野支場及び熊本牧場においてこれまでに培った飼料作物種苗の生産・供給に関する厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を最大限活用するとともに、豊富な種苗生産ほ場を用いて、次の取組を行う。

ア 飼料作物種苗の増殖

飼料作物について、新品種・系統など優良品種の種苗が海外増殖を経て国内に安定的に供給されるよう、OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を行う。なお、これら業務を的確に実施するため、職員への技術研修の実施等により栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図る。また、国、都道府県、関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、必要に応じて生産対象品種・系統の見直しを行いつつ、毎年度、概ね95品種・系統を生産対象とする。

イ 飼料用稲種子の生産

飼料用稲種子について、都道府県による生産供給を補完し、全国における種子の安定供給を確保するため、関係機関と連携しつつ需要に応じた生産を行うこととし、毎年度、概ね6品種以上を生産対象とする。

(2) 飼料作物優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、関係機関等と連携しつつ、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催等を毎年度、概ね2回行う。また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、地域適応性等に関する検定試験を実施し、優良品種に係るデータベースを毎年度、更新して概ね600品種のデータを都道府県等に提供する。さらに、毎年度、20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。

(3) 飼料作物の遺伝資源の保存

農研機構が行うジーンバンク事業に協力し、飼料作物の遺伝資源について、栄養体保存等に取り組む。

4 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査

飼料作物の種苗の国際間流通における品種特性の維持と品質の確保を図ることにより、我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、飼料作物の種苗の検査について、高度な知識・技術を活用し、OECD品種証明制度等に基づく海外増殖用等の飼料作物の種苗の検査を的確に行い、合格したものについて証明書を発行する。その際、種苗の検査に係る内部監査等の品質管理活動を実施するなどにより、中期目標期間を通じてISTA（国際種子検査協会）検査所としての認定ステータスを維持する。

5 調査・研究及び講習・指導

(1) 調査・研究

調査・研究については、センターが実施する家畜の改良等に応用できる技術や行政課題と密接に関係する調査・研究課題に重点化し、次の取組を行う。

ア 有用形質関連遺伝子等の解析

ゲノム情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、保有する育種集団を用いて有用形質に係る遺伝子解析を行い、各畜種について次の取組を行うことにより、得られる遺伝子情報を育種改良に利用する。

(ア) 乳用牛

ホルスタイン種の繁殖性に関連する遺伝子の解析を重点的に行うこととし、繁殖性と遺伝子情報との関連性について、概ね1,000頭のデータを用いて調査・解析し、改良への利用について検討する。

(イ) 肉用牛

黒毛和種における牛肉の食味や飼料利用性に関連する遺伝子の解析を重点的に行うこととし、牛肉の食味に関連する遺伝子の解析について、概ね200頭のデータを用いて調査・解析し、改良への利用について検討する。また、飼料利用性と遺伝子情報との関連性について、概ね400頭のデータを用いて調査・解析し、関連する遺伝子領域を探索する。

(ウ) 豚

ランドレース種における繁殖能力と遺伝子情報及びデュロック種における産肉能力と遺伝子情報との関連性について、それぞれ概ね600頭及び概ね900頭のデータを用いて調査・解析し、関連する遺伝子領域を探索する。

(エ) 鶏

軍鶏系種における羽色と遺伝子情報との関連性について、概ね2,000羽のデータを用いて調査・解析し、好ましくない遺伝子型を探索するとともに、経済形質との関連を検討する。

イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

多様化する消費者のニーズに対応した家畜改良やおいしい食肉生産を推進するため、第3期中期目標期間における取組を踏まえつつ、新たなおいしさの指標の家畜の選抜への利用や、輸出拡大に向けた外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性を把握するため、次の取組を行う。

(ア) 新たな食肉のおいしさの指標の検討等

食味に関連する官能評価と理化学分析の関連性について、特に風味を重視して調査し、新たなおいしさの指標に関する検討を行うとともに、食肉成分の簡易測定装置を用いた調査を行い、食肉のおいしさに関連する簡易な分析方法を開発する。これらの結果を踏まえ、家畜の選抜への利用について検討する。

(イ) 外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性に関連する調査

欧米人等の外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性の調査及び官能評価を実施し、早期にとりまとめを行う。

ウ 豚の胚移植技術の開発

豚の改良を効率的に進める上で有効な疾病リスクを低減した優良種豚等の産子生産を実現するため、生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術等を活用した胚移植技術等の確立に向けて、次の取組を行う。

(ア) ガラス化胚の融解方法の調査・検討

生産現場でも利用可能な豚胚のガラス化保存技術を開発し、当該技術の利用により豚を生産する。

(イ) 非外科的移植器具の試作・調査

融解後の胚の非外科的移植技術を開発し、当該技術により豚を生産する。

エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発

早期に十分な体重に達し、現状と同程度の脂肪交雑が入る黒毛和種における短期肥育技術等の開発に取り組むとともに、当該技術の普及を図るため、次の取組を行う。

(ア) 短期肥育技術の開発

短期肥育に向けた飼養技術の改善を行い、平成32年度末までに出荷月齢24～26か月齢において、枝肉重量を概ね480kg以上とする短期肥育技術を開発する。また、肉質の特性評価を行い、消費者や食肉流通業者の短期肥育に対する理解醸成のための情報提供を行う。

(イ) 子牛の早期離乳プログラムの開発

1年1産の実現に向けた子牛の飼養技術の改善を行い、平成32年度末までに8か月齢時の体重を概ね270kg以上とする子牛の早期離乳プログラムを開発する。

(ウ) 短期肥育による牛肉の生産コスト低減の実証

出荷月齢24～26か月齢とした場合の肥育期間の短縮による牛肉の生産コストを調査し、一般的な肥育方法に比べて生産費が低減されることを実証する。

オ 放射性セシウム低減技術等の開発

東京電力福島第一原子力発電所事故により影響を受けた被災地の畜産の復興を支援するため、次の取組を行う。

(ア) 放射性セシウムの移行・吸収調査

牧草から家畜(肉用牛)への放射性セシウムの移行・吸収動態を調査し、牛生体内の放射性セシウムの減衰期間に基づく、適切な「飼い直し」期間を設定する。

(イ) 放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索・調査

福島県において栽培可能な牧草を栽培し、放射性セシウムを吸収しにくい牧草の探索やその特性の調査に取り組む。

(2) 講習・指導

研究機関等で開発された技術を生産現場に普及するため、国、都道府県、団体等からの依頼に基づき実施する中央畜産技術研修会、個別研修、海外技術協力等の研修について可能な限り実施する。なお、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、受講者が理解し易いよう講師の選定やカリキュラムを工夫することなどにより、講習内容の理解度の向上に努め、

理解度が80%以上となるよう取り組む。

6 家畜改良増殖法等に基づく検査

(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等

家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去が的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。

(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施できるよう、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。

(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等

カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1回以上実施する。

7 牛トレーサビリティ法に基づく事務等

牛トレーサビリティ法に規定する牛の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に係る事務等について、情報セキュリティ対策を一層強化しながら適切に実施するため、次の取組を行う。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

牛トレーサビリティ法第20条及び同法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき、農林水産大臣から委任された牛個体識別台帳の作成、記録及び保存、牛個体識別台帳の記録の修正・取消、牛個体識別台帳に記録された事項の公表、届出の受理及び個体識別番号の決定・通知に関する事務を的確に実施する。

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるため、システムの開発・改修について、生産者、流通業者等のニーズ等を踏まえた中長期的な計画を新たに策定し、計画的に実施する。なお、利便性向上に向けたニーズ調査を毎年度、実施する。また、システムの開発・改修等に当たっては、情報セキュリティ対策を一層強化する。

(3) 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索への対応等

国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省からの緊急検索等の依頼を受けてから、牛個体識別台帳に記録・保存された膨大なデータから必要な情報を抽出し、速やかに農林水産省へ提供するため、検索要員の確保や机上演習を行うことで緊急検索体制を維持し、国内での家畜防疫のための措置等の適切な実施を支援する。

(4) 牛個体識別に関するデータの活用推進

家畜個体識別事業を推進するとともに、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの一層の有効活用を推進するため、国、生産者団体、流通業者等を交えた検討会を毎年度、開催する。

8 その他センターの人材・資源を活用した外部支援

国内において家畜伝染性疾病や自然災害が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に取り組むことが重要であることから、これら災害が発生した場合等において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、保有する技術・人材等を活用し、通常業務に支障が生じない範囲で積極的に支援・協力を行う。

このため、次の取組を行う。

(1) 緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、積極的に支援を行う。

(2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省、都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、積極的に対応する。

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について、その計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する場合には、センターにおける防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力する。

第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の削減

運営費交付金で行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、消費税率

引き上げに伴う増加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費については、毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制を図る。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施するとともに、同計画において定めた重点的に取り組む分野、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。併せて、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証又は一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとし、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、行政改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務改革及び職員間のコミュニケーションの活発化等オフィス改革による労働生産性の向上を図ることとし、次の取組を行う。

（1）情報システム導入・更新時における業務の見直し

新たに情報システムを導入する場合及びセンターが所有する情報システムの更新を行う場合は、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。

（2）ネット会議システムの活用による業務の効率化

ネット会議システム等を活用し、定期的に及び案件があるごとに、センター本所、牧場及び支場間のネット会議等を実施することにより、業務の効率化を図る。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成28年度～平成32年度予算

(単位：百万円)

区別	家畜の視点での基礎強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等	畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等	飼料の視点での基礎強化のための飼料作物の種畜の生産・供給等	国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査	調査・研究及び講習・指導	家畜改良増殖法等に基づく検査	牛トレーサビリティ法に基づく事務等	その他センターの人材・資源を活用した外部支援	計	法人共通	合計
収入											
前年度からの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	1,566	20,812	1,466	371	4,887	284	1,079	1	30,465	6,626	37,091
施設整備費補助金	0	742	0	0	0	0	0	0	742	0	742
受託収入	0	155	163	0	577	0	109	0	1,005	0	1,005
諸収入	0	5,965	62	0	147	0	0	0	6,174	64	6,238
農畜産物売払代	0	5,749	62	0	147	0	0	0	5,957	0	5,957
その他の収入	0	216	0	0	0	0	0	0	216	64	280
他の事業からの繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,566	27,674	1,691	371	5,611	284	1,188	1	38,385	6,690	45,075
支出											
業務経費	418	8,139	259	38	992	77	437	1	10,361	0	10,361
うち	330	8,139	0	0	786	0	0	1	9,255	0	9,255
家畜改良関係経費	88	0	0	0	0	0	0	0	88	0	88
種畜検査関係経費	0	0	0	38	68	77	0	0	442	0	442
飼料作物種苗関係経費	0	0	259	0	138	0	0	0	138	0	138
技術の普及指導関係経費	0	0	0	0	0	0	0	0	437	0	437
家畜個体識別関係経費	0	0	0	0	0	0	0	0	742	0	742
施設整備費	0	742	0	0	0	0	0	0	742	0	742
受託経費	0	155	163	0	577	0	109	0	1,005	0	1,005
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	1,148	18,638	1,269	333	4,041	207	642	0	26,278	5,213	31,490
他の事業への繰入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,566	27,674	1,691	371	5,611	284	1,188	1	38,385	6,690	45,075

[人件費の見積り]

期間中総額24,251百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、休職者給与、派遣職員給与及び継続雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金算定のルール]

次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝(前年度一般管理費×α×γ)＋(前年度業務経費×β×γ)＋人件費－諸収入±δ

α：効率化係数(97%)

β：効率化係数(99%)

γ：消費者物価係数

δ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋退職手当＋労災保険料＋雇用保険料＋子ども・子育て拠出金＋共済組合負担金＋社会保険料

基本給等＝前年度の(基本給＋諸手当＋超過勤務手当＋非常勤役職員給与)×(1＋給与改定率)＋休職者・派遣職員・継続雇用職員給与

(注)消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1 期間中の効率化係数については、業務経費を年9.9%、一般管理費を年9.7%と推定。

2 平成29年度以降の給与改定率及び消費者物価指数については伸び率を、ともに0%と推定。

3 平成29年度以降予定される消費税率の改定分については加味していない。

4 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 予算、収支計画及び資金計画

2 収支計画

平成28年度～平成32年度収支計画

(単位：百万円)

区別	家畜の視点での基礎強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等	畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種羊等の生産・供給等	飼料の視点での基礎強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等	国内開養品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査	調査・研究及び講習・指導	家畜改良増殖法等に基づく検査	牛トレーサビリティ法に基づく事務等	その他センターの人材・資源を活用した外部支援	計	法人共通	合計
費用の部	1,962	30,529	1,846	371	5,696	286	1,190	1	41,880	6,714	48,594
経常費用	1,948	30,528	1,846	371	5,696	286	1,188	1	41,864	6,713	48,577
人件費	1,148	18,638	1,269	333	4,041	207	642	0	26,278	5,213	31,490
業務費	644	10,445	322	38	1,515	72	505	1	13,542	0	13,542
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,414	1,414
減価償却費	156	1,445	255	0	141	6	41	0	2,044	86	2,130
財務費用	13	0	0	0	0	0	2	0	16	1	17
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	1,962	30,525	1,843	371	5,684	286	1,188	1	41,859	6,714	48,573
運営費交付金収益	1,423	18,933	1,367	371	4,832	279	1,079	1	28,283	6,587	34,870
受託収入	0	155	163	0	577	0	109	0	1,005	0	1,005
諸収入	0	5,965	62	0	147	0	0	0	6,174	64	6,238
農畜産物売払代	0	5,749	62	0	147	0	0	0	5,957	0	5,957
その他の収入	0	216	0	0	0	0	0	0	216	64	280
資産見返運営費交付金戻入	539	5,472	251	0	128	6	0	0	6,397	63	6,461
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返承継受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	0	▲3	▲3	0	▲12	0	▲2	0	▲21	0	▲21
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	3	3	0	12	0	2	0	21	0	21
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[注記]

- 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 減価償却費は、前期から繰越した有形固定資産及び運営費交付金収入で取得見込みの50万円以上の有形固定資産の減価償却見込額を計上した。
- 減価償却費については、平成20年3月31日以前に取得した有形固定資産の残存価格を10%（左記到達後は残存価格1円）に、平成20年4月1日以後に取得、又は取得予定の有形固定資産に係る残存価格を1円に設定し、定額法で計上した。
- 財務費用は、リース資産に係る支払利息額を計上した。
- 臨時損失及び臨時利益は、現在のところ金額が算定できないので見込んでいない。
- 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、前期までに自己収入財源で購入し、当期へ繰越した有形固定資産の残存価格相当額を計上した。
- 百万円未満を四捨五入してあるため、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 予算、収支計画及び資金計画

3 資金計画

平成28年度～平成32年度資金計画

(単位：百万円)

区別	家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等	畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種さん等の生産・供給等	飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の生産・供給等	国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査	調査・研究及び講習・指導	家畜改良増殖法等に基づく検査	牛トリーサビリティ法に基づく事務等	その他センターの人材・資源を活用した外部支援	計	法人共通	合計
資金支出	1,566	27,674	1,691	371	5,611	284	1,188	1	38,385	6,690	45,075
業務活動による支出	1,302	25,049	1,591	371	5,556	279	1,143	1	35,292	6,628	41,920
投資活動による支出	144	2,621	99	0	55	5	0	0	2,924	39	2,963
財務活動による支出	120	4	0	0	0	0	44	0	169	23	192
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,566	27,674	1,691	371	5,611	284	1,188	1	38,385	6,690	45,075
業務活動による収入	1,566	26,932	1,691	371	5,611	284	1,188	1	37,643	6,690	44,333
運営費交付金による収入	1,566	20,812	1,466	371	4,887	284	1,079	1	30,465	6,626	37,091
受託収入	0	155	163	0	577	0	109	0	1,005	0	1,005
その他の収入	0	5,965	62	0	147	0	0	0	6,174	64	6,238
投資活動による収入	0	742	0	0	0	0	0	0	742	0	742
施設整備費補助金による収入	0	742	0	0	0	0	0	0	742	0	742
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〔注記〕

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による支出は、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入から有形固定資産の取得見込額及びリース資産に係る元本償還額を差し引いた額を計上した。
- 3 投資活動による支出は、運営費交付金及び施設整備費補助金で取得する有形固定資産の取得見込額を計上した。なお、運営費交付金で取得する有形固定資産の取得見込額は、過去3カ年の平均（平成24～26年度）を基礎に、5カ年分を計上した。
- 4 財務活動による支出は、リース資産に係る元本償還額を計上した。
- 5 業務活動による収入は、運営費交付金による収入、受託収入及びその他の収入を計上した。
- 6 投資活動による収入は、施設整備費補助金を計上しない。
- 7 財務活動による収入は、借入金を除く。
- 8 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行い、業務の進捗と予算の執行状況を勘案しつつ業務運営予算の割当に反映させる、収入の太宗を占める運営費交付金については着実に収益化する、市場価格の影響を強く受け著しい変動が見込まれる自己収入についてはこれを優先的に活用して収入予算の欠損リスクの防止に努めるなどにより収支の均衡を図る。

5 業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び4に定める事項を踏まえ、運営費交付金で行う事業の効率化と収支の均衡を勘案した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、業務達成基準における収益化単位の業務を適切に設定するとともに、これらの業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

6 自己収入の確保

事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月25日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、中期目標の方向に則して、中期目標に定められた事業を確実に実施するとともに、情報セキュリティの強化、優秀な人材の確保等、センターの体質強化につながるよう適切な対応を行う。

また、家畜の改良増殖に係る精液、受精卵等の配布価格及び飼料作物種子の配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、民間市場価格や生産コストを考慮した適切な価格とする。その際、生産コストについては、人件費、資材費、消耗品費等の費目別に把握するよう努めるとともに、「業務の外部化実施計画」における飼料生産等業務の外部化の一層の推進、当該生産コストと実際

の配布価格の差異分析等を通じて更なるコスト縮減に努める。

7 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、保有資産利用状況を調査して保有の必要性を不断に見直し、利用度の著しく低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討を行い、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。

第5 短期借入金の限度額

10億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持、強化を図るために必要な経費とする。

第9 その他業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。

ア 監事監査体制の強化

監事監査の実効性を高め、監事監査業務を円滑に遂行するため、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）を踏ま

え、役員からの独立性を担保した形での監事の補助職員（以下「補助職員」という。）を平成28年度末までに2名設置する。

イ 役員会の開催等

業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告するとともに、必要に応じて場長会議、業務検討会等を開催するなどにより、適切なガバナンスを確保する。また、ネット会議システム等を効率的に活用するなどにより、センター本所、牧場及び支場間のコミュニケーションの改善に取り組む。

ウ 法令遵守に係る職員教育等の強化

法令遵守に係る職員教育等を強化するため、平成28年度末までにeラーニングシステムを導入し、導入後は法令遵守に係る職員教育を毎年度、1回以上実施することにより、効率的・効果的な研修機会の拡充や、時宜を得た必要な学習が可能な体制とするなど、効果的な研修を実施する。

エ 業務の進行管理

行動規範、中期計画・年度計画事業の着実な実施に係る方針や内部統制推進規程等について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。

また、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施し、必要に応じて措置を講じるなど、業務の進行管理を行う。

オ リスク管理と迅速な対応

センターの業務の円滑な実施を阻害するリスクを把握・分析・評価し、リスク対応に関する計画を策定するとともに、危機発生時に迅速かつ的確な対応を図り、業務を円滑に行うための体制の構築を図る。

(2) コンプライアンスの推進

センターに対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

第3期中期目標期間に生じた調査研究業務における不適正な経理処理事案等を重く受け止め、政府が示したガイドライン等を踏まえた再発防止対策を、必要に応じて見直しを行いつつ着実に推進するとともに、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組を徹底するなどにより必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者による内部統制監視委員会を毎年度、2回以上開催し、同委員会での審議結果を踏まえた指示及び情報の周知徹底や、同委員会で策定したコンプライアンス推進計画を着実に実行する。

また、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査を各場、2年に1回以上行う。

2 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めて実施体制を整備するとともに、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握し、適材適所の人事配置や人材育成を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、能力を最大限発揮できる環境を整備する。

また、業務の円滑な運営を図るため、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流や、業務に必要な能力、技術水準を向上させるための研修、内部資格制度の活用等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取組を推進する。

(2) 役職員の給与水準等

中期目標管理法人であることから、役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

3 情報公開等の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）や関係規程に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

4 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程を整備するとともに、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直し、これに基づき適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度、把握し、外部専門家の指摘を踏まえつつ、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

5 環境対策・安全管理の推進

(1) 環境対策の推進

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく化学物質、生物材料等の適正管理や必要な作業環境測定を実施するなどにより、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのグリーン購入の推進や各事業所が作成する業務効率化実施計画に基づいた実態に即した省エネ対策等を実施するなど、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。

(2) 安全管理の推進

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の体制や対策の整備を進める。

6 施設・設備の整備に関する計画

第4期中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性及び既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設・設備を計画的に整備・改修する。

年度別	施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
28	飼料調製施設等	148	施設整備費補助金
29 32	畜舎及び附帯設備、検査・分析室、種子生産施設、家畜排せつ物処理施設、粗飼料等保管施設、給・排水設備等	594±δ	施設整備費補助金
	29-32年度計	594±δ	

注) δ：老朽度合等を勘案して、各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費百万円未満を四捨五入してある。

7 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。